

ハ社線ニ依ル半島環状線完成ノ曉ハ住宅地帯ハ更ニ拡大セラレ居住者ノ利便ヲ増シ住宅地トシテノ都市ノ使命ヲ充分ニ果シ得ベシ  
七 交通運輸機関ノ整備拡充

前述ノ如キ各種ノ建設振興ニハ交通運輸機関ノ整備拡充ハ絶対的ナル必要条件ニシテ半島環状線ノ建設、横須賀武山間ノ半島横断電車ノ促進ハ最モ急ヲ要シ乗合自動車路線ノ拡充道路網ノ整備ハ之ニ次グ

而シテ省線根岸線ノ横須賀線トノ接続地点ヲ田浦附近ニ求ムルニ於テハ帝都連絡ノ最短線トナリテ本市ノ都市活動ノ動脈トナリ商業ノ振興ニ寄与スル処大ナルヲ以テ強力ナル期成方策ヲ講ズルノ要アリト思料セララル

刻下ノ我国ハ食糧問題、インフレーション問題、戦災復興問題、財政租税問題、人口再配置問題、失業問題等ニ直面シツ、アルノミナラズ当来ノ賠償問題其ノ他国運ヲ決定スベキ国家的諸問題ノ山積セルハ言フヲ俟タザル所ナリ

而カモ敢テ以上各項ヲ挙ゲテ本市更生ノ根本方針ヲ勘案スルハ地方的ナル戦後再生復興ノ諸対策措置ハ密接ニ国家ノ産業及文化ノ振興ニ相通ジ之ニ寄与スルモノアルヲ信スルト共ニ国土並ニ軍用ノ諸財産ヲ最高度ニ新日本建設ニ活用シ且ツハ動モスレバ焦躁ニ流レ失意

ノ淵ニ沈湮セントスルノ傾キアル市民ノ民主的ナル自奮自励ヲ促シ政府並ニ関係諸官憲ノ同情アル理解ノ下大方各位ノ賛助協力ヲ冀ヒ其ノ実現ヲ期セントスルモノニ外ナラザルナリ

昭和二十年十二月

(横須賀市役所「市会に関する書類」(昭和二十年)横須賀市役所蔵)

### 二三 川崎市民需対策委員会規程

川崎市告示第 号

川崎市民需対策委員会規程左ノ通定ム

昭和二十一年 月 日

川崎市長 江辺清夫

川崎市民需対策委員会規程

第一条 市民生活必需物資ノ適正ナル需給並ニ運営ヲ図ル為川崎市

民需対策委員会ヲ設ク

第二条 委員ハ市吏員、市會議員、業者、聯合町内会長、工場、隣

組中ヨリ市長之ヲ委嘱又ハ命ス

第三条 委員長ハ市長、副委員長ハ第二助役及復興対策委員会産業

部会主査ヲ以テ充ツ

第四条 委員会ハ必要ニ応シ隨時委員長之ヲ招集ス

第五条 委員会ニ幹事及書記若干名ヲ置キ委員長之ヲ命ス

# 第1章 政治改革

幹事ハ委員長ノ指揮ヲ承ケ會務ヲ整理シ書記ハ上司ノ命ヲ承ケ庶務ニ従事ス

付 則

本規定ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(川崎市役所「市例規関係書類上」(昭和二十一年)川崎市役所蔵)

## 三 武器引渡命令に対する緊急措置の件通牒

藤警備取第二〇六五号

昭和二十年九月二十日

藤沢警察署長 松下英太郎  
地方警視

市町村長  
学校長殿

武器引渡命令ニ対スル緊急措置ニ関スル件

終戦後ニ於ケル銃砲火薬類ノ取締殊ニ帰郷兵等ノ所持スル拳銃其他危険物ノ取締ニ関シテハ曩ニ配布セル回覧板等ニ依リ措置セラレツ、アルコト、存候得共今次聯合軍最高司令官ノ指示ニ基キ発セラレタル一般命令第一号第十一項ニ依リ一般民間ノ所有スル一切ノ武器ハ之ヲ聯合國側ニ引渡準備ヲ為スノ要アルヲ以テ概ネ左記方針ニ依リ本月二十八日迄ニ緊急措置スルコト、相成リタルヲ以テ特段ノ配意相煩度此段及通牒候也

記  
一 提出セシムベキ武器ノ種類

イ 軍用銃砲

小銃拳銃重軽機関銃等一切ノ軍用銃砲トス

ロ 拳銃単銃仕込銃

民間所有ノモノ一切トス

ハ 刀劍

軍刀指揮刀銃劍ノ類其ノ他一般刀劍トシ刃渡九寸五分以下ノヒ

首ノ類ヲ除クコト

美術的骨董的価値アル刀劍ハ警察署ニ登録シ提出ノ用意(届出)

ヲ為スニ止メ中央ヨリ改メテ指示アル迄一応蒐集ヲ見合スコト

〔欄外注記〕所有者ノ申告ヲ尊重スル

ニ 仕込刀劍

ホ 軍用火薬

彈薬手榴彈等

二 提出ヲ命スベキ範囲

一般個人ハ勿論学校公共団体等ニ付テモ漏ナク提出セシムルモノ

トス

三 提出期日

九月二十八日一斉ニ行フ

〔欄外注記〕 晴雨不問  
新聞ノ十月十日トアルハ所謂最終日限ナリ

四 提出場所

管下市町村役場トス

五 提出ノ要ナキモノ

陸海軍將校警察消防官吏刑務所官吏等服制ニ依リ職務上之ヲ所持スルモノハ提出ノ要ナキモノトス

但シ転官退職失官等ニ依リ職務上所持スル必要止ミタル時ハ直チニ之ヲ提出セシムルモノトス

六 提出シタル武器ノ取扱

イ 警察署長ハ提出シタル武器ニ対シ其種別毎ニ別添様式ニ依リ

提出者名簿ヲ作製シ(市町村長ニ作製方依頼ス)又個々ノ武器

ニ付名札ヲ附シ盗難毀損混合等ノコトナキ様嚴重保管方ヲ市町

村長ニ依頼スルモノトス

ロ 学校等ノ所持スル武器ニシテ相当多量ノ場合ハ一応別添名簿

ノミヲ警察署ニ送附シ現品ハ学校側ニ於テ嚴重保管スルコト

ハ 保管ノ武器ハ追テ聯合軍側ノ指示ヲ俟チ聯合軍側ニ引渡シ又

ハ提出者ニ還付其ノ他ノ措置ヲ為スモノトス

但シ軍用銃砲軍用刀劍軍用火薬ニ付テハ警察署長(市町村長)

七 保管スルモノトス  
実施上ノ注意事項

イ 今回ノ武器蒐集ハ聯合軍ニ対スル降伏条件履行ニ関シ行ハル

ヽモノニシテ之ガ成果ハ聯合國側ニ対スル日本国民ノ誠意ノ程ヲ示スモノトシテ相手方ニ於テハ之ガ実施結果ニ対シ多大ノ関

心ヲ払ハルベク思料セラルヽヲ以テ之ガ実施ニ当リテハ隣組常会ヲ主トシ回覧板掲示板等ヲ併用シ一戸一人ノ漏レナキ様一般

ニ充分納得徹底セシムル等ノ方途ヲ講シ所持者ヲシテ進シテ提出セシムル様配慮セラレ度

ロ 在郷將校ニ対シテハ失官セザル限リ其ノ所持スル軍装用私物

刀劍拳銃等ハ本措置ニ依リ強制スルハ妥当ナラザルヲ以テ此ノ

機会ニ於テ特ニ懇切説得シ進シテ提出スル様配慮セラレ度

ハ 美術的骨董の価値ナキ日本刀ノ所持者ニ対シテハ別添様式ノ

提出書ヲ作製シ日本刀提出ノ際之ヲ添付セシムルコト

ニ 美術的骨董の価値アル刀劍ノ所持者ニ対シテハ別添様式ノ届

出書ヲ作製ノ上届出セシメ刀劍ハ此際特ニ所持者ニ於テ保管ヲ

嚴重ニシ盗難紛失等ノ事故ナキ様厳ニ注意セシムルコト

ホ 所持者ニシテ隠匿其ノ他ニ依リテ提出ニ応ゼザルトキハ直接

聯合國官憲ニヨリ強制セシメラルヽコトアルベキニ付一般ニ注

# 第1章 政治改革

意スルコト

『協議事項』

## 一 武器供出

〔欄外注記〕 指揮刀警察へ寄附され度し（かくされると困る）

## 二 聯合軍接遇

〔欄外注記〕 子供が物をねだる 闇取引

## 三 慰安施設

〔欄外注記〕 婦女子に対する暴行を措止する 藤沢「新地」七〇人  
大和に新設す 茅ヶ崎方面は考慮中

## 四 放出物資ノ措置

〔欄外注記〕 二十五日ニ出ス

## 五 警備力ノ強化ニ関スル件

〔欄外注記〕 基地ニ千名来リシガ五千名増加セシメル 警防団ヲ  
Auxiliary  
c. p.

巡查毎月一〇〇名（藤沢署ガ供出スル）

毎週月午前九時一〇〇円（初任給）

復員軍人 中少尉——警部補 大尉少佐——警部

中大佐——警視

◎「聯合軍ノ進駐管内ニ立入ラザルコト」射殺サレル

## 六 土産品ノ販売所開設

〔欄外注記〕 商工協会古物商二箇所

〔湖南中学校「マ司令部指令綴」（昭和二十年）神奈川県立湘南高等学校蔵〕

〔注一〕〔四〕別添省略。

〔注〕別紙に湘南中学校教員三二名の署名捺印がある。

## 三三 神社への寄進行為等禁止および注意の件

通牒（一一一）

（一）

二十二中総収第一六三号

昭和二十二年二月七日

中地方事務所長

各町村長殿

神道指令違反について

神社の奉納金、祭典費等募集について、昭和二十一年八月二十一日  
附二十一教第一九七六号を以て、町内会、部落会、隣組等が之に支援  
を与へたり。

又は此らの機関を利用しないように通牒したが同年十一月六日附を  
以て連合国最高司令部より更に禁止指令があつたので、重ねて十二  
月六日附を以て中総収第一、三〇四号を以て、此の種の違反は勅令  
三一一号が適用されるから違反のないよう取締られるように通牒し  
て置いた。最近千葉県下の氏神、八幡神社の神輿製作に当り、此ら



の通牒に違反し町内会役員が寄附募集に関係した事件があり、千葉  
地方検事局に於て取調べた結果、通牒の趣旨を知っていたにもかゝ  
らず町内会長及び神社の総代が、町内会、隣組等の集会や回覧板  
を利用し、又寄附を強要した事実が判明し、町内会長、副会長二名  
及び神社総代一名が夫々起訴され罰金刑の求刑があつたのであるが  
今後この種の違反は容赦なく摘発されるから貴内の神社及び下部  
行政機関に対し、一層注意を喚起し、違反のないよう充分に注意せ  
られたい。

(大山町役場「庶務書類」(昭和二十一年)伊勢原市役所蔵)

(二)

中学第一五号

昭和二十三年一月十八日

神奈川県中地方事務所長

各学校長  
町村長殿

神道指令の履行徹底について

最近神道指令に關し左記のような事例が各地に頻発しているがこれ  
らは何れも同指令の条項に違反するものであり關係方面より注意が  
あつたので今後これに類似する事件が発生しない様一段と注意を加

へられ度い。

尚貴管下一般に対しても十分注意を喚起せられ度い

記

某庁で某神社の大祭に當り、地方事務所等の地方公共団体の機関が  
其の名のもとに祝賀の意を表する広告を地方新聞に掲載した。

国鉄某駅の竣工式を神道式により執行し所在地市長等公職者が公の  
資格でこれに参列して玉串を奉奠した。

某神社で氏子崇敬者でない住民に対し総代をして氏子と同じ様な負  
担金を強制的に徴募させようとした。

備考

国家神道、神社神道に対する政府の保証支援保全監督及弘布の廢止  
に關する件

(昭和二十年十二月十五日聯合國軍最高指令總司令部參謀副官發  
第三号日本政府に対する覚書)

(神田村立神田小学校「指令綴」(昭和二十年)平塚市教育研究所蔵)

三四 旧大政翼賛団体等解散団体の資産接收の

件通牒

二十一下総第一一八九号

昭和二十一年十二月十六日

足柄下地方事務所長

各町村長殿

解散団体の資産接収について

十一月二十六日勅令第五七〇号を以て大政翼賛会及び其の關係団体の資産（帳簿、書類及び記録を含む）はその取引、散逸を禁止せられると同時に政府に接収されることとなつたから不当処分等のないやう貴町村内關係団体の責任者又は事務担当者に対して嚴重注意を与えられるよう命によつて通牒する。

追つて大政翼賛会の關係団体とは左記の通りにつき為念申添える。

記

一 大政翼賛会の關係団体

- 1 大政翼賛会興亜総本部
- 2 大日本翼賛壮年団
- 3 大日本産業報国会
- 4 商業報国会
- 5 日本海運報国会
- 6 農業報国聯盟

以上各団体の郡市又は警察署単位以上の系統団体

7 大日本婦人会

8 大日本青少年団

9 大日本労務報国会

10 機械化国防協会

（仙石原村役場「庶務書類」〔昭和二十一年〕箱根町役場蔵）

二 戦後国民貯蓄増強方策に関する件説明

〔表紙〕  
昭和二十年十二月

戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方策ノ内容説明

神奈川 川 県

神奈川 川 県

戦後ニ於ケル国民貯蓄増強方策ノ内容説明

昭和二十年九月十一日附閣議決定ヲ以テ戦後ニ於ケル国民貯蓄増強ノ重要性ハ闡明セラレ、其ノ新ラシキ目標ヲ皇國ノ護持新日本ノ建設、悪性「インフレーション」ノ防止ニ置キ、戦争中ニ増シテ更ニ一段ノ努力ヲ払ハサルヘカラサルコト、ナレリ、而シテ之カ増強方策ハ同年九月二十八日附国民貯蓄奨励委員会ノ答申ニヨリ決定セラレタルガ今其ノ内容ヲ具体的ニ説明スルコト次ノ如シ

先ツ本文ニ述ヘラレタル要点ハ

(4) 過去八年ニ近キ貯蓄運動ノ經驗ヲ生カスコト

右ハ戦後ニ於ケル貯蓄運動開始ニ当リ与ヘラレタル前提条件ニシテ若シ国民ヲシテ再建ニ対スル熱意ヲ燃ヤサシメ得ルニ於テハ既ニ習慣の下ナレル貯蓄ヲ引続キ実行セシムルコト敢テ難キニ非ストモ謂ヒ得ヘシ、然レトモ八年ノ歲月ハ亦国民ニ貯蓄ニ対スル嫌仄感ヲ与ヘタル傾アルヲ以テ、従来行懸リ其ノ他ノ関係上改メ得サリシ諸問題ニシテ斯ル感情緩和ニ資シ得ヘキモノハ須ク此ノ機会ニ断乎是正セサルヘカラス、採長補短ノ意味ニ於ケル過去ノ經驗ノ活用ハ固ヨリ言ヲ要セザル所トス

(5) 新事態ニ適応スル新鮮ナル企画構想ヲ凝スコト

戦後ニ於ケル貯蓄ト雖モ其ノ實質ハ戦争中ノソレト何等撰フ所ナキモノナルヲ以テ引続キ之カ実践ヲ国民ニ要請セントセハ凡ユル外的条件ノ変化ヲ考慮ニ入レ新事態ニ相応シキ企画構想ニ基ク施策ヲ講シ国民ヲシテ成可新タル感触ヲ以テ之ヲ受取ラシムル様措置スルコト肝要ナリ

(6) 他ノ経済諸施策ト常時緊密ナル連絡ヲ採ルコト

貯蓄ハ悪性「インフレ」防止ノ為最有力ナル手段ナルモ猶其ノ一手段ナルコトヲ忘ルヘカラス、他ノ経済諸施策ト相俟ツテ初メテ

所期ノ効果ヲ達成シ得ヘキモノナルカ故ニ常時此等ト緊密ナル連絡ヲ保持スルニ非レハ殆ト其ノ意味ヲ成ササルモノト謂フヘシ即チ貯蓄増強ノ為他ノ施策ニ変更ヲ求ムルノ要アル場合アルヘク又他ノ施策ノ効果ヲ挙クル為貯蓄施策ニ於テモ特別ノ配意ヲ要スルコトアルヘシ、凡テハ総合的の見地ニ立ツテ善処スヘキモノトス尚右連絡ニヨリ常時政府資金ノ撒布産業資金ノ放出其ノ他資金ノ移動経路ニ注意シ適時ニ之カ捕捉吸収ヲ図ルコト亦留意ノ要アルモノトス

(註) 世ニ貯蓄増強ノ要諦ハ食糧ノ確保ニアリトシ或ハ配給ノ

適正物価ノ低落ニアルト説ク者多シ、一応至言ナリ然リト雖比等カ完璧ニ実ヲ見タル曉ニハ国家的の見地ニ於ケル貯蓄奨励ハ殆ト其ノ必要性ヲ失フヘク此等ノ施策ノ実現容易ナラス、又之ヲ実現セシムル為ニハ民間ノ過剰購買力吸収ノ要アルモノニシテ此ノ意味ニ於テ貯蓄ノ重要性ヲ理解スヘキモノトス、換言スレハ一切ノ諸施策ハ並列推進セラレテ初メテ所期ノ効果ヲ挙クヘク、単ニ一施策ノ推進ヲ以テシテハ真ノ成果ヲ庶幾シ得ヘキニ非ス、故ニ甲ノ施策ニ対シテハ何等ノ努力ヲ払フコトナク其ノ一切ヲ已ノ施策ノ徹底ニ委スルガ如キ態度ハ所謂問ヲ以テ問ニ答フルノ類ナルヘ

シ、要之本文ニ示サレアルカ如ク貯蓄施策ト他ノ経済諸施策トノ連絡強調ハ最肝要ナルモ、同時ニ貯蓄ノ増強ハ金ト物トノ不均衡テフ異常の経済状態是正ノ手段タルノ本質ヲ銘記スル要アリ尚一部ニハ貯蓄増強ノ為ニハ各人ノ給料ノ引上ヲナスヘシトノ意見アルモ、勤勞増生産増ノ結果トシテノ収入増ナルニ於テハ格別、単ニ名目的ナル収入引上ニヨル貯蓄増加力殆ト意味ヲ成ササルハ詳説ノ要ナカルヘシ

(二) 国民心理ノ動向ニ深く留意スルコト

貯蓄ハ他ノ多クノ施策ト異ナリ法律ニヨリ強制力ヲ伴ハサルモノナルヲ以テ国民ノ真ノ協力ヲ得サル限り殆ト何等ノ効果ヲモ庶幾スルコトヲ得ス如何ニ優秀ナル立案ト雖国民心理ノ現実ノ動向ニ逆行スルニ於テハ成績ノ挙揚ハ毫末モ期シ得ラレサルモノトス、此ノ点關係者一同深く銘記セサルヘカラス特ニ今後聯合國国家ノ間ニ生スヘキ諸問題失業ノ激化其ノ他国内經濟面ニ予想セラル、諸事態ト関連シ身心困憊ノ状態ニ於テ敗戦ニ直面セル国民ノ心理ハ必スヤ微妙ナル変化ヲ惹起スヘク、貯蓄施策ノ根底ハ常ニコノ心理ノ把握ニ之ヲ置カサルヘカラス然リト雖国民ノ心理ハ必スシモ固定的ナルモノニ非スシテ宣伝啓発ノ方法如何説明ノ良否、貯蓄手段ノ適否等ニヨリ成果ハ相当大幅ニ左右セラルヘキ弾力性ヲ有

ス、故ニ国民ノ心理ニ全然逆行スルガ如キ施策ヲ排スルト共ニ右ノ点ニ深甚ノ注意ヲ払ヒ其ノ動向ニシテ順調ナラハ順調ナルカ如ク逆調ナラハ逆調ナルカ如ク夫々適切ニ対処シ須ク努力ヲコノフニ傾倒セサルヘカラズ

(三) 貯蓄ノ質ノ向上ニ特ニ努力スルコト

戰爭中ノ貯蓄ハ戰費ノ調達ヲ旗印ニ掲ケタル關係上量ノ増加ヲ主眼トシ之カ為一面ニ於テ相当ノ効果ヲ挙クルト共ニ他面可成ノ弊害ヲ齊セリ、之ニ対シ戦後ノ貯蓄ハ悪性「インフレ」ノ防止ヲ眼目トスルモノナルヲ以テ質ノ向上ニハ特別ノ関心ヲ払ハサルヘカラス、固ヨリ一定量ノ貯蓄ノ獲得ノ必要ナルハ言ヲ俟タサルモ、従来動モスレハ質ノ面ヲ輕視セル傾向顯著ナリノ故ニ今後ハ特ニコノ面ヲ強スルノ要アリ而シテ質ノ向上ニ付テハ考慮スヘキモノ多キモ其ノ最大重点ハ之ヲ応能ニ置クヘキモノトス、以上ヲ絶エズ念頭ニ置キツ、貯蓄ノ増強ニ努力スヘキモノニシテ之ガ為採ルヘキ方策トシテ一応次ノ十二項目ヲ掲ケラレタリ、勿論右ハ大体ヲ示スニ止マリ事態ノ推移ニ処シ大々補正ヲ要スヘキハ言ヲ俟タス、以下方策各項目ノ意味スル所ヲ個条書ノ形式ニヨリ解説セントス

一 宣伝啓発ノ指導方針 第一

(四) 宣伝啓発ノ重点ヲ先ツ悪性「インフレ」問題ニ置クコト

但シ時ト所ニヨリ或ハ發生ノ危険ト慘害ヲ説キ、或ハ防止可能ヲ強調スル等之ニヨリ逆効果ノ招来ヲ充分注意スルコト、一般のニ云ヘハ後者ノ強調特ニ国民一致シテ貯蓄ニ協力スレハ防止可能ノ所以ヲ懇切且具體のニ説明スルヲ可トスヘキコト

尚将来ニ於ケル民需物資ノ出廻、財政負担ノ縮減、失業ニヨル賃銀低落等ノ関係ヲ説明シ中途ノ起伏如何ニ不拘結局物価ハ下落シ通貨価値ハ必ず向上スベキコトヲ国民ニ確信セシムル様常ニ留意スルコト(コノ確信ヲ国民ニ植付クルコトヲ得ハ戦後ノ貯蓄運動ハ半ハ既ニ成功セルモ同然ナルベキコト)

(ロ) 戦時中ニ於ケル国民貯蓄増強ノ効果ニ付テハ各方面ニ疑問ヲ有スル向多キヲ以テ常ニ其ノ蒙ヲ解クニ努ムルコト、右ハ戦後ニ於ケル貯蓄ノ役割ヲ知悉セシムルニ間接的乍ラ大ナル寄与ヲナスヘキヲ以テ相当ノ努力ヲ注クヘキコト

尚預貯金ノ引出制限(モラトリアム)平価切下、国債ノ将来等ニ付不安ヲ抱ク国民不遑ヲ以テ之ヲ平易ニ解説シ貯蓄増強ノ障害ヲナス前提ノ除去ニ努ムルコト

(イ) 従来ノ命令的ナル訴へ方(例ヘハ「貯蓄セヨ」)及感情ト結付クル訴へ方(例ヘハ「勝ツ為」)ヲ可成少クスルコト

反面国民ノ理性ニ訴フル訴へ方ヲ多クシ、可成結論マテヲ示サス

途中マテノ過程ノ解明ニ止メ、結論ハ国民自ラ之ヲ下スカ如クシ、真ノ納得ニヨル協力ヲ促スニ努ムルコト

(二) 今後貯蓄政策全体ハ著シク個人経済本位利益誘導本位ニ転向セラルルコト、ナルヘク、コノ面ヲ強調シ不可ナキ場合アルヘキモ右ハ多クハ個別勸奨ノ場合又ハ金融機関側ヨリスル場合ニ限ラル

ヘク其ノ他ノ場合ニアリテハ之ヲ表面ニ出スコト概ネ適当ナラサルヘキヲ以テ依然国家本位ヲトルノ要アルヘキコト

尚国家本位ニ説クニ当リテモ可成貯蓄ヲ表面ニ出サス、勤勞、節約、買漁ノ抑制(已ムヲ得ス購入スル場合ニアリテモ可及的安価ニ之ヲ獲得スルノ要アルコト)価格、配給等ニ関スル統制ノ遵守ノ如キ面ヲ強調スル方効果的ナル場合多カルヘキコト

(ホ) 宣伝啓発ノ実施ニ当リテハ努メテ新機軸新構想ヲ尚ヒ、或ハ特定事項ニ付一括シテ民間ノ専門家ニ委スル等ノ方法ヲ講シ、少クトモ宣伝媒体ノ異ナル毎ニ夫々専門家ノ意見ヲ徵スル等官僚独善ノ弊ニ流レサル様注意スルコト

尚民間側ノ諸団体及貯蓄取扱機関ニ対シ従来ニ倍スル活潑ナル宣伝啓発ヲ求ムルコト

## 二 宣伝啓発ノ指導方針 第二

(4) 貯蓄及悪性「インフレ」防止ノ問題ハ時ト所ニヨリ更ニヨリ高邁ナル見地ニ於テ之ヲ力説スル必要アル場合不尠ルヘキコト、コ

ノ場合ニ於テハ概ネ次ノ如ク解説スルコト

1 一朝悪性「インフレ」到来セハ之ニ利益ヲ受クルハ国民ノ一部分ニ過キスシテ最大部分ハ其ノ生活ヲ破壊セラル、コト、ナルノミナラス今ヤ国民ノ資産ハ大部分資金ノ形態ニ依リ蓄積セラレ居ルヲ以テ之ヲ無価値ナラシムベキコト從ツテ貯蓄ニ精進スルハ国民カ一致協力シテ自ラノ生活ト資産トヲ防衛スル所以ニ外ナラサルヲ以テ其ノ道義の責務ト称スベキモノナルコト故ニ一身一家ノ目前ノ利害ニ拘泥シ貯蓄ニ協力セサルモノハ国民共通ノ利益ノ毀損者ニシテ道義新日本建設ノ防害者トモ称スベキ筋合ナルコト

2 今後予見セラル、失業等ニ想到スレハ個人経済ノ立場ヨリ見タル貯蓄ノ必要性亦戦時中ヨリ増大セリトナスヘキコト更ニ新日本ノ基本条件カ文化、道義、平和ニアリトスレハ平和的の社会建設ノ為ニハ国民各自カ恒産アル健全ナル平和的家庭ヲ営ムコトヲ絶対条件トナスヘク、又コノ条件充タサレタル後ニ於テ初メテ文化国家道義国家ノ建設ハ可能トナルヘキコト故ニ貯蓄ノ実践ハ新日本建設ニ不可欠ノ方途ナルコト(尚別掲六及八項参照)

3 真ノ皇国護持ヲ期センニハ世界史上ニ前例ヲ見サル武装ナキ理想国家ヲ建設シ以テ人類永遠ノ平和確立ニ範ヲ垂ル、ヲ大目

標トセサルヘカラサル処現在ニ於ケル皇國ハ文字通りノ孤立無援、僅ニ大和民族ノ相倚リ相扶クル以外何等頼ムヘキモノ無キ

状態ニ在ルモノナルカ故ニ此ノ際ニ於ケル悪性「インフレ」ノ激化、経済秩序ノ破壊ハ皇國存立ノ基礎ヲ危フスルモノナルコト

(4) 本項ノ説キ方ヲナス場合ニ於テモ別項(一)ノ(イ)(ロ)及三、尚六及八参照)ニ述ヘタル所ニ留意スルコト

### 三 国民運動ノ色彩ノ濃化

(4) 官庁ハ極力舞台裏ニ引込ミ専ラ事務処理、指導者トノ連絡、資料ノ供給等ニ当リ実体ハ自ラ行フモノニアリテモ努メテ表面ニ現レサル様留意シ為ニ官庁カ無為ニ過シ居ルカ如キ批評モ之ヲ甘受シ結果第一主義ヲ以テ臨ムコト

(4) 直接一般大衆ニ呼掛クル第一線ニハ極力民間団体及民間人、特ニ地方的ニ德望アル者公正ナル判断者ト目セラル、者(例ヘハ学者)等ノ活躍ヲ要請スルコト

貯蓄指導員、表彰受賞者其ノ他第一線貯蓄指導者トノ連絡ヲ密ニシ之カ再教育ニ力ヲ致シ其ノ一層ノ活動ヲ求ムルコト  
前記民間人ノ言動ニシテ大局ニ於テ誤ル所ナクンハ政府ノ施策ニ

対スル若干ノ非難等ノ如キハ欣然黙過スヘキコト

(イ) 貯蓄ニ関スル凡ユル民間ノ着想工夫等ヲ歡迎シ其ノ採用可能ノモノハ着々採上ケ実行ニ移シ且之ヲ宣伝スルコト

言論報道機関等トモ連絡ノ上貯蓄ニ関スル批判ヲ旺ナラシメ民意ノ動向ヲ察スルト共ニ常ニ最末端ニ至ル迄ノ貯蓄施策ノ適否ニ付厳肅ニ自己反省ヲ行フコト

(ニ) 全国ヲ通スル画一的運動ヲ可成避ケ、部分的、地方的運動ノ伝播ニ力ヲ致スコト同時ニ個人間団体間ノ公明ナル競争意識ノ刺戟ニ努ムルコト、要スルニ地方ニ於ケル貯蓄関係諸委員会ヲ改組シ民主的色彩ヲ濃厚ナラシムルコト出来得レハ悪性「インフレ」防止ノ為メ自主的國民運動展開ノ氣運ヲ醸成シ貯蓄運動ヲ其ノ最有カナル一翼タラシムル様仕組ムコト

#### 四 貯蓄下部機構ノ再整備

(イ) 下部機構ノ基礎ハ之ヲ団体的相互推進体タル貯蓄組合ニ置キ当面ノ重点トシテ先ツ地域及職域ノ復興強化ニ努ムルコト、之カ為1 貯蓄組合ヲシテ単ナル貯蓄取纏乃至斡旋機関ニ墮セシムルコトナク進んで自主的ニ貯蓄心ノ積極的昂揚ヲ図ル機関タラシムル様工夫スルコト從ツテ組合運営、目標額樹立等ニ付テモ自主性ヲ加味スル等工夫セルコト

2 各種貯蓄指導員及貯蓄主幹ノ一層ノ活動ヲ求ムルコト

3 転入者多キ組合ハ速ニ之ヲ同化シ転出者多キ組合ハ従来ノ努力ヲ弱メサル様措置スルコト

転出入ニ依ル貯蓄目標額ノ機動の変更転出入ニ当リテハ貯蓄ヲ保持及連絡ニ付適切ナル方途ヲ講スルコト

(ロ) 地方的実情ニ関シ或ハ隣保組織ノ強化ニ協力シ、或ハ学校方面旧婦人会組織、宗家等ノ側面的援助ヲ求ムルコト

又各地ニ自発的ニ漸次勃興ヲ予想セラル、各団体ノ貯蓄面ヘノ全面的協力ヲ促スコト

(ハ) 業域方面ハ比較的影響ヲ受ケサルモノト認メラル、ヲ以テ従来ノ方針ヲ踏襲強化スルコト

#### 五 貯蓄取扱機関ノ機能ノ促進

(イ) 貯蓄政策ノ切替ニ伴ヒ貯蓄取扱機関ノ責任ノ倍加セルヲ強調シ幹部以下ノ奮起ヲ促スコト

(ロ) 貯蓄取扱機関ノ間ニ於ケル公正ナル競争ヲ刺戟スルト共ニ資金吸収額ニ対スル責任体制ヲ確立スルコト、要スルニ之カ為必要ナル法規ヲ整備シ之ニ努力セサルヲ得サル様仕組ムコト

成績優秀ナル貯蓄取扱機関又ハ従業員ニ対シ公的ニ褒賞ヲ与フルコト

イ) 貯蓄取扱機関ヲシテ貯蓄者ニ対スル便益供与ニ専心セシムルコト

1 店舗ノ増設……最近ノ人口異動等ニ伴フ再配置、簡易店舗、季節の店舗、共同店舗等ノ設置ヲ行フコト

2 集金勧誘制度ノ復活……特別褒賞制、或ハ小口ノ払戻等モ考慮スルコト

3 要員及資材ノ確保……画期的措置ヲ講スルコト

4 組合貯蓄其ノ他貯蓄取扱機関ノ採算上好マシカラサル制度ヲ勵行シ及戰時中停止セル「サーヴイス」ヲ復活スルコト

5 窓口事務ノ親切敏速化……職員ノ再訓練ト幹部ノ陣頭指揮必要ニ応シ隨時查察ヲ行フコト

ロ) 郵便局貯蓄ヲシテ大蔵省ト常時緊密ナル連絡ヲトラシメ從來ノ如キ弊害ノ頻発ヲ未然ニ防止スルコト

#### 六 新生活ヘノ精進ト既存貯蓄ノ保持奨励

イ) 帝国再建ノ為之ニ相応シキ生活運動ヲ旺ナラシムルコト

即チ

1 帝国ハ其ノ国力經濟力ヲ損耗シ且世界ニ孤立無援ノ現状ニアリ之ヲ再建スルハ一ニ国民ノ勤勞ト節約ニ俟ツノ外ナキコト、若シ此ノ際国民力自暴自棄ニ墮スルニ於テハ日本民族ハ事実上

滅亡ノ外ナキコト(例ヘハ食糧ノ輸入ヲ期待センニハ少クトモ之ニ代ルヘキ輸出物資ヲ国民力生産スルノ外ナキモノナルコト)同時ニ右努力ノ結果獲得セラルヘキ国民生活ノ向上、將來ノ光明ニ言及スルコト

2 戰爭継続ト仮定スレハ又敗戦ニ対スル各人ノ責任、戰災者、外地ヨリノ引揚民及帰還兵ノ状態乃至帝国々力ノ現状ヲ考慮スレハ此ノ際己独リ積極的ニ消費生活ヲ向上セシメントスルカ如キ態度ハ贅沢以上ノモノナルコト、尤モ今後ハ民需物資ノ出廻リ充分ナルヘク国民ハ之カ分配ニ預リ生活向上スルコトハ勿論ナルコト

真ノ民主主義、真ノ自由ハ無責任ナル言論行動ヲ意味スルモノニ非スシテ各人ノ社会的責任遂行ヲ基礎トナスモノナルコトヲ強調スルコト

3 戰爭中体得セル勤勞尊重ノ觀念、物資ノ愛護活用ニ対スル創意工夫ヲ戰後ニ生カシ生活ノ合理化科学化ノ方向ニ指導シ新日本建設ニ相応シキ生活設計ヲ樹テ常ニ貯蓄源泉涵養ニ努ムルノ風潮ヲ持続セシムルコト

4 勤勞ト節約ニ付テハ単ニ之ヲ道德的ニ理解スル從來ノ觀念ヨリ飛躍シテ效果第一、能率第一主義トシ、最少ノ原料、資材、



労務、資金、時間等ヲ以テ最大ノ成果ヲ挙クルヲ眼目トナシ以ツテ文化国家建設ノ基盤トナスコト

従ツテ勤勞ニアリテハ単ナル勤務時間ノ延長労働ノ強化等ヲ尊重スルノ風ヲ排シ何ヨリモ出来栄エヲ重ンスルコト、節約ニアリテハ単ニ個人ノ家庭生活面ニ於ケルモノ、ミナラス其ノ勤務先ニ於ケル物、人、金一切ノ節約ニ觀念ヲ拡張スルコト

5 以上ニ付テハ専ラ生活諸団体、教化修養団体、宗教団体、新タニ組織セラレルヘキ婦人団体、青少年団体、等ノ活動ヲ求ムルコト但シ飽迄個人ノ立場ヲ尊重シ劃一的形式ノ統一ヲ避クルコト

(四) 右(イ)ノ觀念ハ之ヲ弘ク個人以外ノ国、公共団体、会社其ノ他ノ法人及諸団体ニ及ホスヘキコト、就中4ニ於テ特ニ然リトス

1 国及公共団体ハ卒先ノ意味ニ於テ此ノ際經費ヲ緊縮シ濫費ヲ慎ムヘキコト

2 会社等ノ浪費ハ戦争中個人ノ節約運動推進ニ甚大ナル障害ヲナセルカ将来我カ産業カ実力ヲ以テ国際場裡ニ活躍スル為ニモ斯ノ如キハ敵ニ戒ムヘキトコロナルコト言ヲ俟タサルカ故ニ産業合理化ノ運動ト並行シテ法人方面ノ節約ヲ強調スルコト

(イ) 今次ノ失業ハ従来ノソレト趣ヲ異ニシ戦争中相当ノ貯蓄ヲ貯積セル者不尠ヲ以テ勤勞能力アルニ不拘既成貯蓄ニ依存シテ徒食生

活ヲ営マントスル者ノ予想セラル、点ニ着目シ之ニ対スル方策ヲ講スルコト

1 (イ)ノ1ニ則リ勤勞ニ厭ヒ容易ニ就カントスル風潮ハ亡国ノ途ナルコトヲ強調スルコト、尚所謂階ブローカーの生活ヲ極力排撃スルコト

2 一旦既成貯蓄ヲ崩潰ス習慣付クニ於テハ容易ニ脱却シ得サルモノトナルコト

註 但シ右ハ貯蓄取扱機関ノ窓口ニ於テ引出要求ニ対シ制限ヲ加フヘシノ意ニ非ス 此ノ点嚴重ナル区分ヲ要ス

3 既存貯蓄ノ保存奨励ノ為特別ノ制度ヲ考究スルコト

#### 七 割当貯蓄及組合貯蓄制度ノ整備

(イ) 所謂割当貯蓄制度若ハ組合貯蓄制度ハ其ノ貯蓄全体中ニ占ムル分量カ比較的小ナルコト、其ノ実施ニ当リ屢々摩擦ヲ生ズルコト貯蓄ノ重要性ヲ徹底セシムル使命ハ既ニ果シタルコト等ノ理由ニヨリ一部ニ之カ廃止ヲ唱フル意味アルモ、戦後ノ貯蓄ハ悪性「インフレ」ノ防止ヲ主眼トシ質ノ面特ニ国民全部ノ実践ヲ期待シ得ル制度ニ力ヲ注クノ要アリ、従テ現行制度ハ他ニヨリ効果大ナル制度ノ発見セラレサル限り引續キ実施スルモノナルコト

(甲) 現行制度ノ最大欠陥ハ其ノ運営自主的ナラサルコト形式的ノ

劃一主義ニ墮セルコト、応能実践ノ実ヲ挙げ居ラサルコト等ナルカ就中応能貯蓄ニ非ル限リ「インフレ」防止ニ対スル寄与ノ大半ヲ失フコトナルヲ以テ単ナル目標突破ヲ眼目トスルコトナク、右弊害ノ除去ニ全力ヲ注クコト

- 1 応能ノ徹底ハ形式ニヨラズ実践ニ即スルヲ主眼トスヘキコト
- 2 貯蓄者本人並貯蓄者相互間ノ真ノ納得ニ重点ヲ置クヘキコト
- 3 単ニ各人ノ間ニ於ケル応能ノミナラス隣保班間町内会部落會間貯蓄組合同市区町村間都道府県間ノ応能均衡ニ及スヘキコト
- 4 本制度所期ノ目的ニ鑑ミ最高ヲ一定限度ニ止ムルト共ニ最底

ハ可成之ヲ引上クルコト

(乙)無用ノ摩擦ハ極力之ヲ避クルト共ニ本制度ノ円滑ナル運営ヲ図ル為新事態ニ即応スル新工夫ヲ凝シ貯蓄者ヲシテ新タナル気分ヲ以テ再出発セシムル様措置スルコト

例ヘハ

- 1 指導者推進者ノ人選ニ再教育ニ力ヲ尽スコト
- 2 貯蓄者ヲシテ貯蓄ハ自己ノ資産ナリノ認識ヲ徹底的ニ把握セシムルコト、之ニ障害ヲ加フルカ如キ運営方法ハ速ニ改善スルト共ニ之ニ効果方法ハ之ヲ普及スルコト
- 3 非協力者ヲ説得スル自主的の民主的の組織ヲ考究スルコト

- 4 成績優秀ナル団体ニ対スル物の褒賞ヲ考慮スルコト

(イ) 現行制度中ニハ整理統合ヲ要スルモノ相当包含セラレ居ルモノト認メラレルカ之カ断行ニハ尚幾多検討ヲ加フヘキ点アルト同時ニ徒ラナル拙速ハ貯蓄心一般ニ稍衰退ノ今日其ノ重要性ヲ国民ニ認識セシムル上ニ於テ逆効果ヲ招クノ虞不尠ヲ以テ戦後貯蓄ノ実践力軌道ニ乗シ趨勢ヲ組合セツ、可及的速ニ実行シ得ヘキモノヨリ順次整理改変ヲ行フコト

註 具体的ニハ追テ別途決定ノ見込

#### 八 所得變動ノ捕捉ト国民皆国民態勢ノ確立

(イ) 戦争中国民所得ノ分布状態ニハ著シキ變動有タルカ戦後ニ於テハ更ニ之カ變動ヲ生スヘキコト必至ノ情勢ニナルカ故ニ国民各階層ノ所得ノ變動ニ対シテハ不断ノ注意ヲ払ヒ早期ニ之ヲ把握スルニ努メ適時ニ適切ナル手段ヲ講シ戦争中ニ於ケル所謂新興所得者階層ニ対スル対策ノ不徹底ノ如キ轍ヲ繰返ササルコト

- 1 所得ノ急増セル方面ニ対シテハ可成早期ニ強力且適切ニ充分ナル貯蓄ノ実行ヲ求ムルコト、尚所得ノ種類ニ応シ劃一的ナラサル様注意スルコト

註 差当り右ニ該当スト認メラルモノハ都市附近ノ農家階層

ローカー、人口異動ニ伴フ貸家、貸間収入者(一部)進駐軍

相手ノ商業者等

2 戦後ハ課税ノ対象トシテハ大ナル担税力ヲ庶幾シ難キモ貯蓄ノ対象トシテハ恰好ナルノミナラズ動モスレハ浮動化シ易キ各種ノ収入(例ヘハ戦争保険金、退職金、不動産売却代金等)ヲ得ル向不勘ヲ以テ常ニ此等ヲ捕捉注意スルコト、此等ニ対シテハ貯蓄等個人経済トノ繋リ今後ニ於ケル失業関係等ヲ説キ又貯蓄取扱機関ノ方面ヨリスル勧誘ヲ主トスルヲ可トスヘキ場合多カルヘキコト

3 戦災者(外地現地ヨリノ復員軍人及引揚民等ヲ含ム)トソレ以外ノ者トノ負担ノ公正、今後凡ユル施策ノ一大重点タルヘキモノナルヲ以テ充分留意スルコト、但シ貯蓄ハ自己ノ資産ノ保存ニ外ナラサルヲ以テ戦災者ト雖モ区分スルノ必要ナキ場合勘カラサルコト

(ロ) 戦後ハ所得ノ減少者続出シ之ヲ理由トシテ貯蓄ヲ顧ミサル者モ現ハルヘク此等ノ者ノ貯蓄額ノ減少ハ固ヨリ已ムヲ得サル所ナルモ、悪性「インフレ」防止ノ見地ニ於テ將又貯蓄ノ道義性昂揚ノ立場ヨリ貯蓄実践ノ努力ニ至リテハ必ス従来ノ程度ヲ弱メサル様要請スルコト

1 若シ戦後所得ノ増加スル者ハソレタケ生活ヲ膨脹セシメ、減

少スル者ハ戦争中ノ生活ヲ続ケントスルカ如キ態度ニ出ツレハ悪性「インフレ」ハ必至ナルヘキコトヲ銘記セシムルコト

九 地方的資金吸収方法ノ創設

(イ) 一定条件ノ下ニ地方的ニ夫々実情ニ適セル資金吸収方法(例ヘハ特殊ノ債券、割増金付、預金、富籤等)ヲ考案セシメ依リテ吸収セル資金ノ一部分ハ之ヲ當該地方ノ復興資金ニ充當セシムル方途ヲ講スルコト

(ロ) 場合ニヨリテハ貯蓄総目標額ヲ超ユル実績ニ対シ其ノ超過部分ノ一定割合ニ付前号ノ趣旨ヲ適用スルコト

一〇 現金使用ノ節約

(イ) 戦時中ハ取引方法ノ変化空襲運輸通信ノ不円滑貯蓄取扱機関ニ於ケル資材要員ノ不足等ニヨリ已ムナク手持現金ヲ大ナラシメタル傾向顕著ナルモノアリシカ右ノ諸事情ハ今後漸次解消セラルルコト、ナルヘキヲ以テ此ノ機会ニ於テ極力現金ノ使用ヲ節約セシメ手持現金ノ減少ヲ図ルコト、之カ為考慮セラルル方法トシテハ

1 振替払、小切手使用ノ普及

2 預貯金ノ預換及各店払預金小切手制度ノ周知

3 特殊小切手制度等ノ創設

(ロ) 戦後ニ於テモ各種ノ政府補償金其ノ他物ノ裏付ナキ資金カ巨額

ニ放出セラレ其ノ内ニハ性質上源泉ニ於テ封鎖スルヲ適當トスルモノ不尠ニ依リ特殊決済制度ヲ之ニ拡張シ要スレハ多數債權債務ノ一括処理、讓渡、期間、金利等ニ新構想ヲ加フルコト

一 一 物ト結付キタル資金吸収方策ノ新設

軍用地兵舎其ノ他固有ノ不用遊休不動産並ニ動産、住宅、電話、酒、煙草等ノ嗜好品、或ル種ノ生活必需品等ト貯蓄トヲ結付ケ、貯蓄券制度ヲ整備シ或ハ特殊料理店ヲ開設シ、或ハ戦災ヲ免レタル者ヨリ日用品ヲ提供セシメテ之ヲ戦災者ニ相当ノ代償ニテ分配スルト共ニ右代金ヲ貯蓄セシムル等ノ方法ヲ講スルコト

二 富籤ノ活用

勝札制度ヲ根本的ニ改メ名称ヲ変更シ或ハ正賞又ハ副賞トシテ物ヲ附シ売却期間売却方法等ニ変更ヲ加ヘ、抽籤期日ヲ早メ或ハ買入即時当否ノ明白トナルカ如キ手段ヲ講シ又地方的ニ乃至売捌店別特別ナル富籤ノ發行ヲ得シムル等種々工夫ヲ凝シ其ノ活用ヲ図ルコト

(仙石原村役場「国民貯蓄関係書類」(昭和十九年)箱根町役場蔵)

三 金融緊急措置等実施にともなう国民貯蓄

増強の件指針

二十一下総収第五四二号

昭和二十一年六月二十三日

足柄下地方事務所長

各町村長殿

金融緊急措置等実施に伴ふ国民貯蓄増強方に関する件

金融緊急措置等の実施に伴つてインフレーション激化の原因を成しつゝあつた過剩購買力は一応大幅に封鎖されたが封鎖預金等の現金支払許容限度と現金支払いを本則とする新規の収入所得に起因する購買力の浮動化の傾向等に依つて依然購買力の吸収は喫緊事であつて今回の措置の実施のみで通貨金融よりのインフレ対策は万全であるとし既存貯蓄の払出のみを頼つて勤儉貯蓄の氣風を喪失するやうなことがあれば本措置の最終目的は到底達成し得ないのみでなく将来に於ける經濟再建乃至は新日本建設への努力は一朝にして画餅に帰してしまふことは論を俟たぬところであつてこの為國民貯蓄の増強は今後的重要施策の一として愈々徹底強化を図る必要があると考へられる。

ついでに今般大蔵省で「金融緊急措置等実施に伴ふ國民貯蓄増強指針」を別紙の通り決定して施策の徹底を期することになり本県でもこれを概ねの方針として運動を展開することになつたから右の趣旨を徹底して実効を挙げるやう格段の御配慮をお願いする次第である。

〔別紙〕

金融緊急措置等実施に伴ふ国民貯蓄増強指針

一 一般的事項

(一) 国民貯蓄の重要性

金融緊急措置等（以下本措置と称す）の実施に伴ひインフレーション昂進の要因を形成しつゝあつた過剰購買力は一時大幅に封鎖されるに至つたが左に掲ぐるやうな事情から国民貯蓄は依然其の重要性を減じない。

(1) 本措置に依る過剰購買力の封鎖は絶対的完全な封鎖ではなく必要事情に基く必要現金等の払出は相当な範囲に於て認められてゐるのであるから此等が集積すれば相当巨額の顕現購買力となつて再びインフレーション進行の要因を形成する虞あること而も本措置実施に伴ふ心理的影響等を考慮すれば許容限度内の封鎖預金等の最大限の払出傾向を生ずべき虞が多分にあること。

(2) 本措置実施後の新規の収入所得に付ても色々封鎖の措置は講じてゐるが一面物資供給等の現状よりすれば依然購買力の吸収は喫緊事であり他面産業再建の基盤たるべき資本の補填及蓄積は将来に亘り不可欠の要件であつて此等の要請は国民

貯蓄の増強なくして絶対に充し得ないこと。

(3) 本措置も貯蓄増強施策も究極の目的は一に帰すべきであつて何れか一方のみを以て完璧な効果を期し得ぬことは明白であるから苟も本措置のみに頼り貯蓄を軽視するが如きことあらばインフレーション防遏の最終目的は到底完遂することが出来ぬこと。

(二) 国民貯蓄の重点

国民貯蓄増強施策は今後に於ても「戦後に於ける国民貯蓄増強方策」の線に沿つて運営せらるべきものであるが本措置に伴ひ特に左の如き事項に重点を指向することが肝要である。

(1) 勤労増進、生産増強、消費節約を主眼とする「生活再建貯蓄」の励行インフレーションの徹底的防遏は単なる通貨金融面の施策のみを以てしては所期の目的を達成し難く益々勤労を増進し物資の増産を図り愈々消費の節約に努め生活の合理化を図ることを主眼とする「生活再建貯蓄」の徹底的励行に依つて初めて真の目的を達成し得べき点に留意し此の面に於ける積極的な施策を講ずること。

(2) 貯蓄に対する信頼感の再建

本措置に依る通貨金融面の緊急対策の影響として貯蓄の将来

に対する疑惑不安感等を抱く傾向を生じたるは否み難い事実であるが今回の措置が窮迫せる事態に対処する已むを得ざる措置なることを卒直に鮮明すると共に将来に於ける財政経済再建の鍵は一に懸つて今後の貯蓄成績如何に依拠する点に於ての理解納得を確保するに努め右の如き疑惑不安感の一掃を期すこと。

(3) 封鎖預金等の温存及自由貯蓄の増強

預貯金等の封鎖は急迫せる事態の落着に至る迄の臨機の措置であつて其の性質上無制限且永久的なものでないから許容限度内の払出と雖も真に已むを得ざる場合の外は極力之を行はざる気風を醸成すると共に新規の収入所得に付ては封鎖せらるゝことなき自由貯蓄の方法に依り大いに之を増強すること。

(註)本措置に依る封鎖預金等の現金支払は新規の収入、所得乃至は自由貯蓄の払出を以てしては賄ひ切れぬ場合の救済方法であるから此の点を誤解し此の方法を最高度に活用せざれば不利益を蒙ると謂ふ如き觀念の払拭に努むること。

(4) 新事態に即応する新生活運動

本措置の実施を契機とする国民生活の一大刷新は焦眉の急務

なる点に鑑み此の際積極的な生活の新設計国民生活擁護の爲の新生活運動の機運を醸成すること。

尚都市生活者就中俸給生活者方面に付ては定期的給与の現金支給限度及封鎖預金等の現金支給限度等を併せ考ふるときは却つて生活費の膨張を来さざるを保し難きを以て此等の点に充分留意し新生活の實踐を特に強調すること。

(註)新事態に即応する新生活運動に關しては婦人団体方面の活動を促進し家庭主婦等に呼びかけを為すこと。

(5) 現金収入の累積せらるべき部面に対する貯蓄推進

例へば農山漁村方面、中小商工業(特に一般大衆を相手とする各種營業)、交通運輸業方面、露店商、日傭勞務者等は本措置の適用上他の部面に比し現金収入の獲得の機会多き点に鑑み此等の方面に於ける高度の貯蓄實踐を期すること。

(三) 啓発宣伝の方向

本措置は事業の性質上謂はゞ抜打的に公布施行せられ極めて短時日の間に大半の事項を処理する如き建前をとりたる關係上之が趣旨並に取扱要領等の普及徹底に当り相当の困難性あるは当然にして特に貯蓄増強の爲の宣伝啓発等の關係に於ては右の事情を充分考慮し誤たざる方向を採ることが必要である。

(1) 総合的宣伝啓発

貯蓄関係のみを切離しての啓発宣伝は時勢に適合せざること  
は明白であり且本措置も貯蓄施策も究極の目的を同じくする  
ものなるに鑑み今後に於ては総合的施策をして宣伝啓発に努  
むること。

(2) 協議会、打合会、説明会等の開催及解説書の散布

関係施策との関連に於ける貯蓄関係事項の宣伝啓発の機会を  
可及的多からしめ且凡ゆる機会を捉へて趣旨の普及徹底を図  
ること。

(3) 関係方面との連絡

本措置の実施そのものに関しては財務局金融機関等を直接の  
関係当局とするも市町村、町内会、部落会等の機能の側面よ  
り協力なくしては其の円滑なる運営を期し得ぬ事情並に右の  
地方行政下部機構の行ふ貯蓄事務の遂行も今回の措置と併せ  
考慮せねばならぬ事情を勘案し此等関係方面の一層の連絡協  
調を図ること。

(4) 自主的、自律的機運の醸成

本措置並に之と併行する貯蓄の増強の窮極の目的とするとこ  
ろは国民経済を破壊し国民生活を窮迫せしむるインフレーシ

ョンを断乎防遏し新日本建設の礎石を築き上げることに存す  
るのであるから此の点に関する国民自身の理解納得を確保し  
全国民の自主的自律的なる協同態勢の下に効果の達成を図る  
如き機運を醸成すること。

二 細目的事項

従来の各種貯蓄施策の中本措置実施に伴ひ特に考慮すべきもの又  
新に考案を要するものを列記すれば概ね次の如くである。

(一) 二月期郵便局売出及特別消化国債の取扱

右に関しては情勢の変化に依り予定額の消化極めて困難なるこ  
と及特別消化の対象となるべき資金移動も今後封鎖支払の方法  
に移行すること多かるべきを以て当期分は取敢へず中止するこ  
と。

但し今回の売出中止は応急の措置にして今後のものに付ては追  
而検討の上其の方針を決定するものとす。

(二) 現存する貯蓄債券、報国債券、福券、割増定期貯蓄の割増金

及勝札宝籤の換金の支払方法は昭和二十一年三月二日迄は旧券  
に依り支払をなし三日以後は封鎖支払の方法に依るものとす。  
尚今後に於ては自由支払の方法による宝籤の発売等を積極的に  
実施する方針なること。

(三) スピード籤の取扱

昭和二十一年二月二十五日以降三月二日迄は発売を中止し当籤金の支払は同年二月二十四日迄発売のものに付ては三月二日迄は旧券に依る現金支払三月三日以降発売の分は新券に依る現金支払をなすものとす。

(四) 国債又は貯蓄債券、報国債券の買上代金の取扱

封鎖支払の方法に依るものとす。(引揚を為す朝鮮人及中国人に付ても同様なること)

(五) 合同貯蓄の取扱

封鎖せられたる合同貯蓄の貯蓄者が払戻を受けんとするときは当該貯蓄の代表者に請求して払戻請求書に払戻を受けんとする金額に関する証明を受け金融通帳を持参して許容限度の払戻を受け得ること。

(六) 代表者名義に依る組合貯蓄の取扱

封鎖せられたる代表者名義貯蓄組合貯蓄に關しては代表者以外の組合員が貯蓄の払戻を受けんとするときは代表者に請求して自己の貯蓄額及払戻を受けんとする額の証明を受け且当該貯蓄組合長の払戻の同意ありたる旨の証明を添へ当該貯蓄金融通帳及自己の金融通帳を持参して許容限度の払戻を受け得ること。

(七) 勤務先預け金の取扱

(イ) 受入者が現金を有する場合は許容限度の払戻を受け得ること。

(ロ) 受入者が現金を有せず封鎖預金等の払出を俟つて当該預け金の払出をなさんとする場合は既存債務の弁済として封鎖預金等の封鎖支払の方法に依り払出請求書の預貯金等に振替預入を為したる上当該本人より 。

(八) 国民貯蓄組合の運営

本措置実施後に於ても国民貯蓄は依然重要であり国民貯蓄組合の運営に付ても特別の変更を加へる必要はない。但し地域、職域等の組合の種類に應じ夫々の構成員たるべき者の本措置に依る経済的影響を充分考慮して適宜の措置を為す必要がある。

(九) 農産物等振替払制度の運営

農林畜水産部等の供出代金の振替払制度は今後も大いに普及せねばならぬ所であるが振替払の方法は本措置に依る封鎖支払と異り必要がある場合の払出は何等拘束を為さざる建前であるから右を混同せざるやう留意して適宜の指導を為す必要がある。

(三) 臨時資金調整法第十条の二に依る臨時収入等の貯蓄化に関する取扱



右に該当する場合の一部(例へば住宅購入代金等)は本措置に依る封鎖支払の適用を受くこととなり貯蓄勧奨手続は不要となるが其の場合に付ては更に施策の徹底を図る要がある。

(一) 新種貯蓄制度の拡充普及

新規の収入、所得乃至は封鎖預金等の現金支払に依る新円を以てする自由貯蓄は今後大いに増強を図る必要ある点に鑑み封鎖支払の方法に依らざる割増定期貯蓄、宝籤等の活用を積極化する方針なること。

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二七 救国貯蓄運動要綱

救国貯蓄運動要綱

(神奈川県)

一 趣 旨

新憲法の制定、食糧事情の好転等、経済の安定化に発足し得る客観的条件の熟しつゝある秋本運動によつて通貨に対する一切の不安を除去し、浮動購買力の吸収、退蔵現金の資金化、復興資金の確保等、貯蓄心の昂揚を図り民生の安定、経済の復興が一にかゝつて国民自らの努力にあるべきを自覚せしめ新日本経済建設への国民的気運の醸成を図らんとするものである

二 名 称

救国貯蓄運動

三期 間

自 昭和二十一年十一月三日  
至 昭和二十一年十二月三十一日

四 実施要領

本運動は「貯蓄増強に関する件」(昭和二十一年十月一日閣議決定)及びこれに基く「救国貯蓄運動方策」の趣旨に則り「救国貯蓄運動事業計画書」によつて実施するが、特に左の諸点に留意する

(一) 民主的国民運動とすること

本運動は真に民主的な国民運動たるの実を挙げることを目途としこれのため通貨安定推進委員と充分連絡協調すると共に民間各種団体、各階層の幹部に対する趣旨の徹底を図り、その積極的協力を獲得すること

(二) 貯蓄に対する信頼感の回復を図ること

再封鎖、平貨切下は絶対に行はざる、政府の根本方針を国民に周知徹底せしめ、巷間に流布されるデマの一掃を図り、通貨預貯金に対する国民の信頼感の回復を図ること

(三) 金融機関の活動を支援すること

第1章 政治改革

金融機関の資金吸収活動に対しては積極的にこれを支援し金融機関のサービスの改善事務の能率化等一般が貯蓄し易き態勢の整備に努力するやう常に勸奨すること

(四) 国民の自覺心に訴へ貯蓄心の昂揚を図ること

現下の經濟危機を突破し、新日本經濟を建設するためには国民総てが勤儉力行し貯蓄によつて資本の蓄積を図ることを不可欠の条件とし、若し国民が貯蓄せざるときは通貨の増發を來すこととなり国民自ら墓穴を掘るに等しきものなる所以を理解納得せしめるに努め高圧的な啓發宣伝は断じて採らざること

(五) 応能貯蓄の実行を推進すること

国民総ての応能貯蓄の実行を推進すると共に所謂新興所得階層に対してはこれに適切な方策を以て資金の吸収、貯蓄増強を図り農漁村の売却代金は必ず貯金振替とすること

(仙石原村役場「庶務書類」(昭和二十一年)箱根町役場蔵)

二三 中等学校校長常会通達事項

中等学校校長常会通達事項 十二月二十一日 於一高女講堂

一 聯合軍トノ關係事項ニ関スル件

(イ) 校内武器一掃ニ関スル件

(ロ) 校外外戦時色払拭ニ関スル件

集団登校 挙手敬礼 額 学徒隊表示 等

一 昭和二十一年度中等学校入学者選抜ニ関スル件

一 全 高等専門学校入学者選抜ニ関スル件

一 終戦ニ伴フ中等学校措置ニ関スル件

一 教員ノ解職並ニ再任用ニ関スル件

一 中央航空研究所教習部普通科在学者ノ編入ニ関スル件

一 科学教育用資材ニ関スル調査ノ件

一 引上げ学校職員ノ措置ニ関スル件

一 石炭需給事情逼迫ニ伴フ汽車通学生徒ノ措置ニ関スル件

一 総選挙ニ対処スル公民啓發運動ニ関スル件

一 婦人教養施設ニ関スル件

一 学校農場等ノ調査ニ関スル件

一 航空機関係発動機其ノ他備品棄却処分ニ関スル件

一 中等学校体操科研究会開催ニ関スル件

一 中等学校新教育相互研究会ニ関スル件(反省、今後ノ運営)

一 其ノ他雜件

午後 約一時間三十分

講演「日本ノ将来ノ範トナルベキ瑞典國」

大使館一等通訳官 坂部源吾

講演要旨

武力ナキ日本ノ将来ヲ如何ニスベキカ

世界最高ノ文化、最大ノ徳義ヲ誇ル平和、中立国瑞典ニ範

ヲトルベキデアル 瑞典ノ現状ハ如何(講演者ハ一九三六

年ヨリ三八年迄瑞典ニ在勤セリ)

〔湘南中学校「マ司令部指令綴」(昭和二十年)神奈川県立湘南高等学校蔵)

〔注〕別紙に湘南中学校教員二八名の署名捺印がある。

三九 校長会議事項

一月十四日校長会議事項

一 御真影奉還ニ関スル件

二 教科用図書ニ関スル件

〔欄外注記〕補助教材ヲ印刷スル場合ハ英訳シテ許可ヲ得テカラスル

(処罰サレル)

三 聯合軍最高司令部ヨリ発スル指令ノ徹底方ニ関スル件

〔欄外注記〕小使室ノ物置キ整理

四 雇傭方針ニ関スル件

〔欄外注記〕陸海軍人ニ対シテ優先的庸用任用ハダメ

復員者ノ任命モ同様差控ヘルコト

五 公民啓発運動ニ関スル件

〔欄外注記〕◎報告ヲ要ス

婦人参政權ニ從ヒ婦人団体ニ新ラシク選舉權ヲ得ル男子

六 学校農事指導者講習会ニ関スル件

七 二十年度末教員異動ニ関スル件

〔欄外注記〕年齢勇退

高等官ノ退職者ハ二月十日マデニ県ニ提出

疎開ヤ戦災ノタメ学校ノ異動ガアル異動通勤者ノ便利ノ  
タメ異動ヲ行フ

八 学校体錬科関係事項ノ処理徹底ニ関スル件

〔欄外注記〕一月十八日マデ報告

二〇、九、二九 教第一四〇九(公報) 武器引渡シ令ニ  
対スル学校教練用

二〇、一一、二二 第一八八八号(公報)  
学校ノ内外ヲ問ハズ集会、行進、敬礼、登校下校ノ方法

ニ関シテ軍事的色彩一掃  
道具ノ処理方 テツカプト 飯合

九 修身国史地理ノ科目及教科書取扱ニ関スル件

〔欄外注記〕時間割ヲ消ス

文部省ニテハ中止  
教科書ハ集メルコト

修身ノ時間ヲ学力補充ノ時間ニ充テル

一〇 十月三十日以降ノ復員教員ノ勤務ニ関スル件

〔欄外注記〕勤務スベカラズ(但シ職ハ失職セス 教育作用ヲ行ハナ  
イ)

第1章 政治改革

一 来年度中等学校進学者志願者数ニ関スル件

〔欄外注記〕 進学指導ヲスルコト

横中 三五一 三二二 計三八九名

横中 三八九 三中 二〇一

返子 三八六 平農 二四八

三浦 三三八 県高女 三六一

鎌中 三〇八 市立高女一 三九二

市工 二四一 市立第二 二八七

県工 一六四 返子三 一〇六

横商 一四六 □南 二八四

三崎水産 六 信証 五三

県立 一六二 楠葉 五五

商工 二九〇

湘南 三九九

一中 二六一

二中 三四二

横浜

県立一女 三二三

二女 一〇二

鎌倉市立 一六九

〃私立 五九一

北鎌倉 八九

紅蘭 五三

一二 児童栄養素球ニ関スル件

〔欄外注記〕 一〇〇錠—八円

県保健課へ申込ムコト

一三 其ノ他

〔欄外注記〕 生徒ノ衣類ニ関スル件

正服 正帽 裁縫教材古利用

奨学金

中学校ニ進学

一月三十一日マデニ推薦状

- 一 青年学校教授訓練要目改正ノ件
  - 二 甘藷増収競技会褒賞授与式ニ関スル件
  - 三 青年学校特別視察ニ関スル件
  - 四 馬鈴薯栽培研究校打合会ニ関スル件
  - 五 大八車購入希望申込ニ関スル件
- (汐入国民学校「往復文書綴」(昭和二十年)横須賀市立教育研究所蔵)
- 四〇 教職員の研究協議会新設に関する件

通知

教育民生部長

地方事務所長  
 横濱横須賀川崎市長殿  
 中等学校校長

教職員の研究協議会新設に関する件

教育の劃期的刷新の秋に当り米園教育使節団報告書の意向もあり教

職員の自発的活動を促進しこれに方向を与へ積極的に協力出来るやうにとの意図の下に今般新に左記のやうな趣旨の教育研究協議会を設置することを勧奨する旨其の筋から通牒があつたのでこの会の健全な発達に御尽力願ひたい。

記

一 学校教職員会は従来学校長司会の下に行はれ教育上の諸問題が研究協議せられ相当の成果を挙げつゝあるのであるが学校教育民主化促進の見地から之と別箇に学校長司会によらざる教職員の自主的な会合が作られ定期的な集会をして教育上の諸問題を研究協議することが望ましい。この教育会を教育研究協議会(以下協議会と略称する)と称しその運営に関しては次の如き注意が必要である。

二 協議会は各学校単位に設け教職員自らに依る自からの再教育機関として新教育方針の徹底教育内容及方法の刷新充実を図ることを目的とすること。

三 協議会は教職員各自が学術的建設的な立場に於て自由に忌憚なく意見交換し活発に研究協議出来るやう運営せられること。即ち言論と研究の自由が尊重せられると共に責任の自覚と協同の精神とを以て民主的に運営せられること。

四 協議会は各学校の現教職員を以て会員とすること。

五 協議会の組織研究題目の選定司会者等については会員自ら協議決定すること。

六 協議会には学校長は参加しないが会員の希望ある時は特定の会議に加はることが出来る。

七 研究協議は夫々の学校に於て具体的な重要な教育上の問題を捉へて科学的実際的にはれその結果が夫々の学校の父兄児童生徒の要望に應ずるやうなすべきこと。

八 協議会は概ね次のやうな事項につき研究協議すること。

- 1 会員の研学修養
- 2 教育関係法令通牒等の趣旨の検討とその学級への導入
- 3 学校行事と児童自治
- 4 児童生徒の必要に應ずる為の教科課程、日課表、教材等の研究
- 5 民主教育の原理と方法、科学的考查方法
- 6 訓育、保健上の諸問題
- 7 児童、生徒環境等の調査と生活指導
- 8 学校教育設備
- 9 社会教育

九 協議会は学校長の協力機関たるの本分に則り研究協議せる所に